

公共のみどりに関する施策の検討について

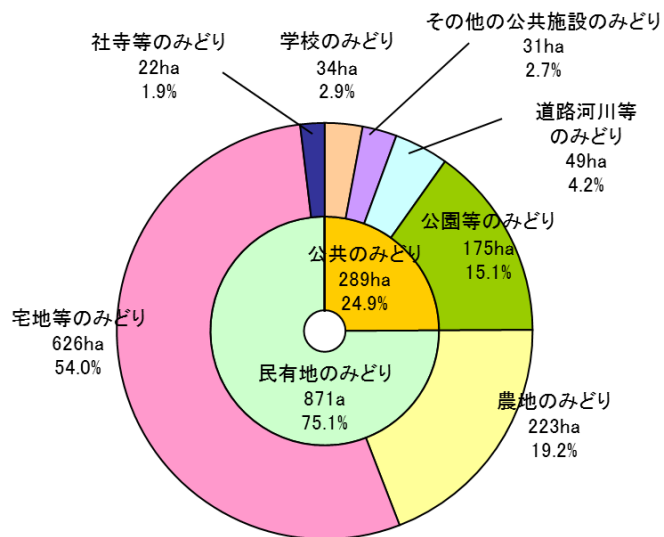
		施 策					
基本方針 1 みどりのネットワークの形成	樹林地 大木 農地	1-1	重要な樹林地の保全	【重点施策 1】			
		1-2	都市農地の保全	【重点施策 2】			
		1-3	私有樹林地や樹木の保全				
		1-4	憩いの森・街かどの森の拡充				
		1-5	生き物に配慮した樹林地の管理				
	宅地	1-6	地域ぐるみでの緑化の推進	【重点施策 3】			
		1-7	みどり豊かな開発の促進				
	公園	1-8	みどりのネットワークの拠点となる大規模な公園づくり	【重点施策 4】	公園		
		1-9	暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくり				
		1-10	良好な状態に保つ公園管理の推進				
		1-11	民間の発想を活かした公園の管理運営				
		道路・河川 駅等	1-12	樹木の適切な育成と更新		道路・ 河川	公共施設
			1-13	都市計画道路の整備におけるみどりの創出	【重点施策 5】		
			1-14	河川改修におけるみどりの創出			
			1-15	駅周辺のみどりの空間づくり			
	1-16		みどり豊かな公共施設づくり				公共施設
基本方針 2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	新しい仕組み	2-1	個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充	【重点施策 6】			
		2-2	みどりの果たしている役割の周知				
	区民管理	2-3	公園や憩いの森の区民管理の拡充	【重点施策 7】			
	人材・団体育成	2-4	みどりを守り育てる人材や団体の育成				
		2-5	一人ひとりの取組を推進する多彩な講座やイベントの充実				
		2-6	子ども向け体験型学習の充実				
		2-7	区民による主体的な取組への支援と交流の推進				
	基金制度	2-8	練馬区みどりを育む基金のリニューアル	【重点施策 8】			

【重点施策】 = 区アクションプラン事業（年度別計画・事業量・事業費）

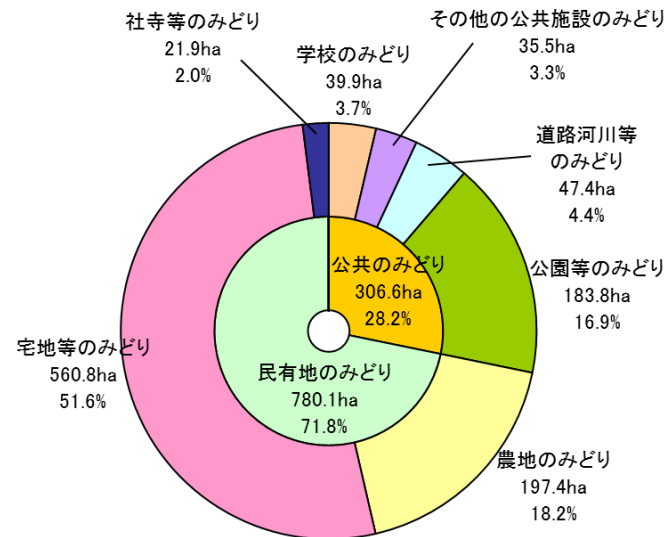
緑被状況のデータ

1 公民別の緑被状況の内訳

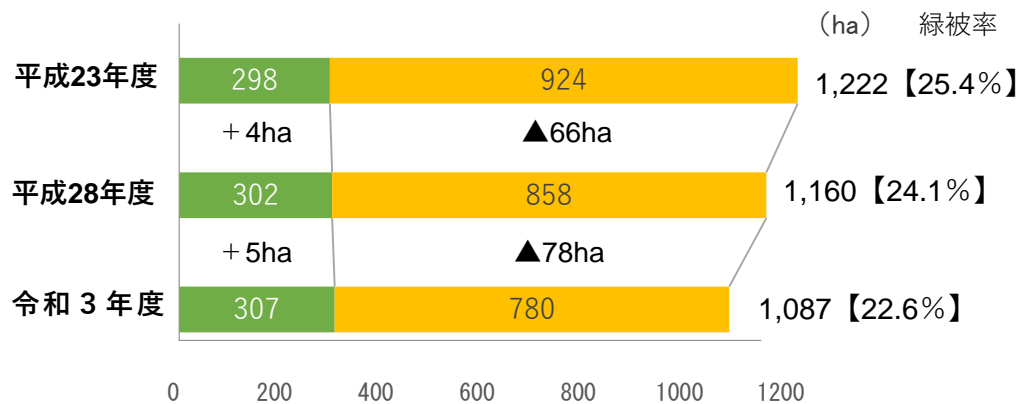
(1) 平成28年



(2) 令和3年



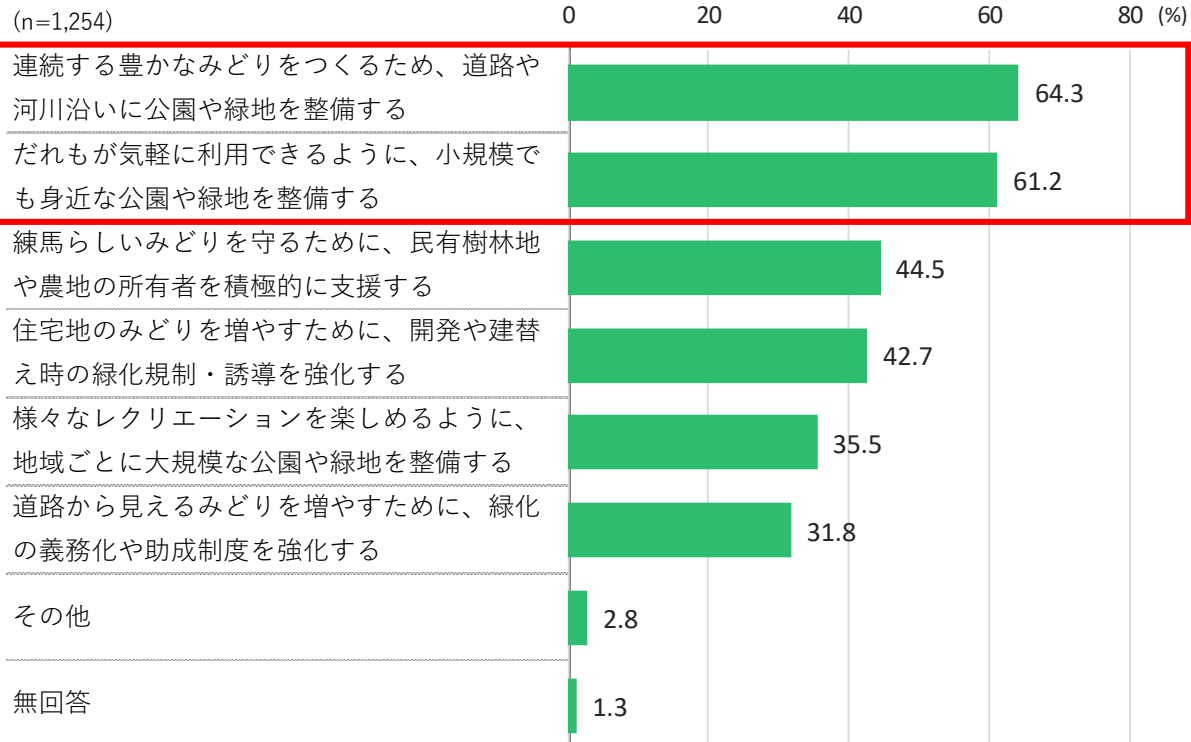
2 緑被状況の推移 【】内は緑被率



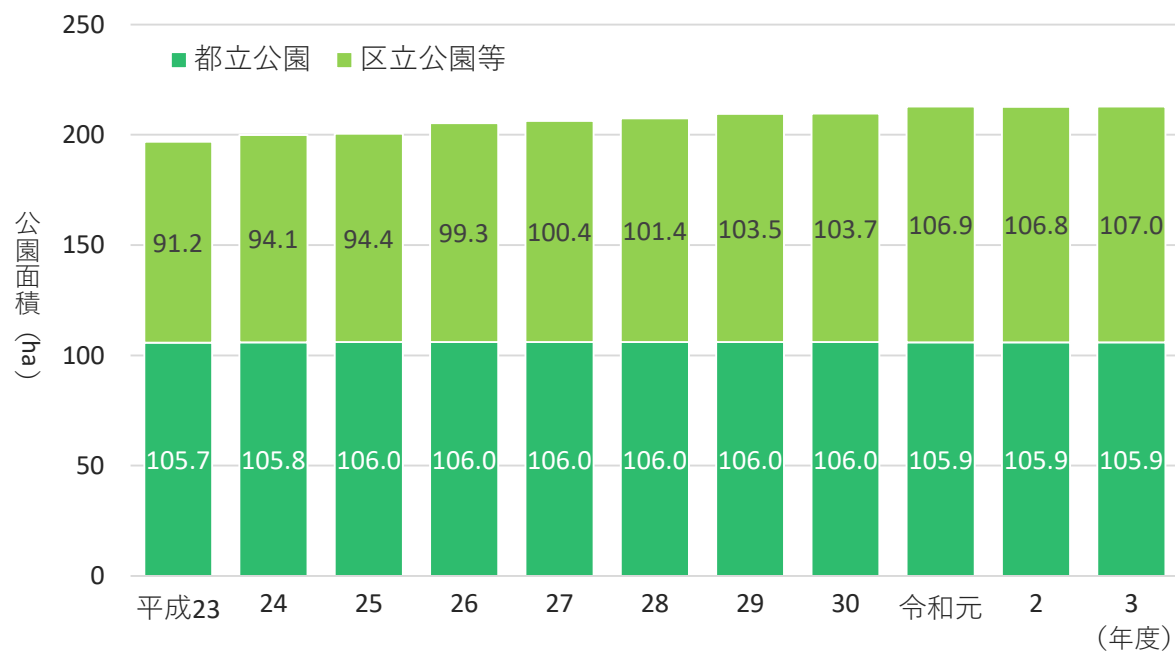


公園に関する資料

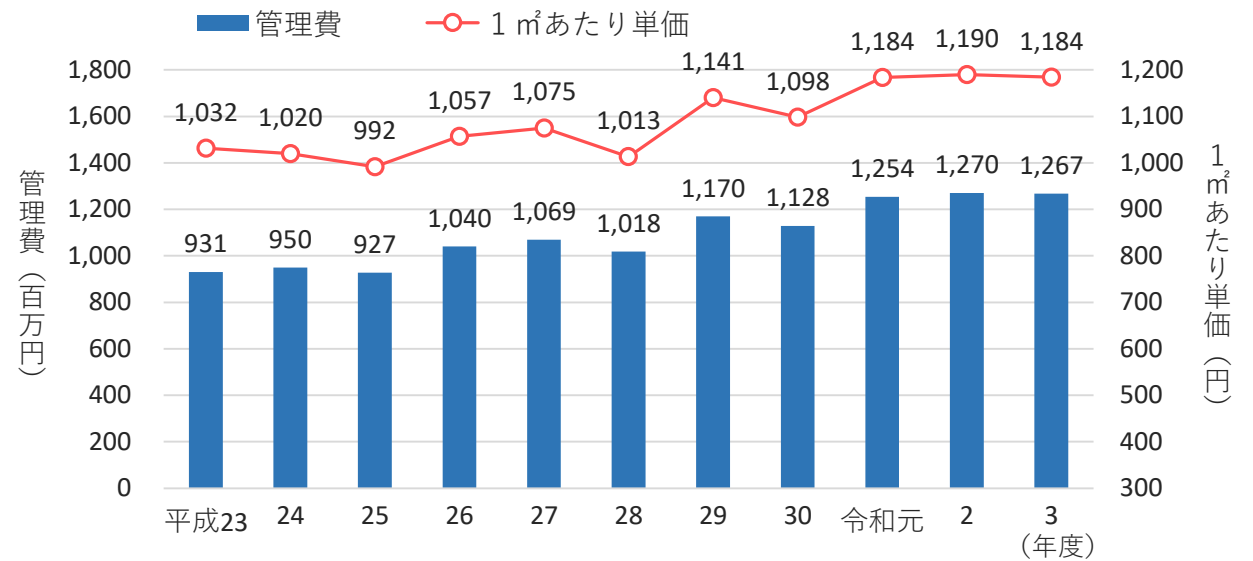
1 みどりの保全と創出に必要な取組（3つまで回答）



2 公園等面積の推移



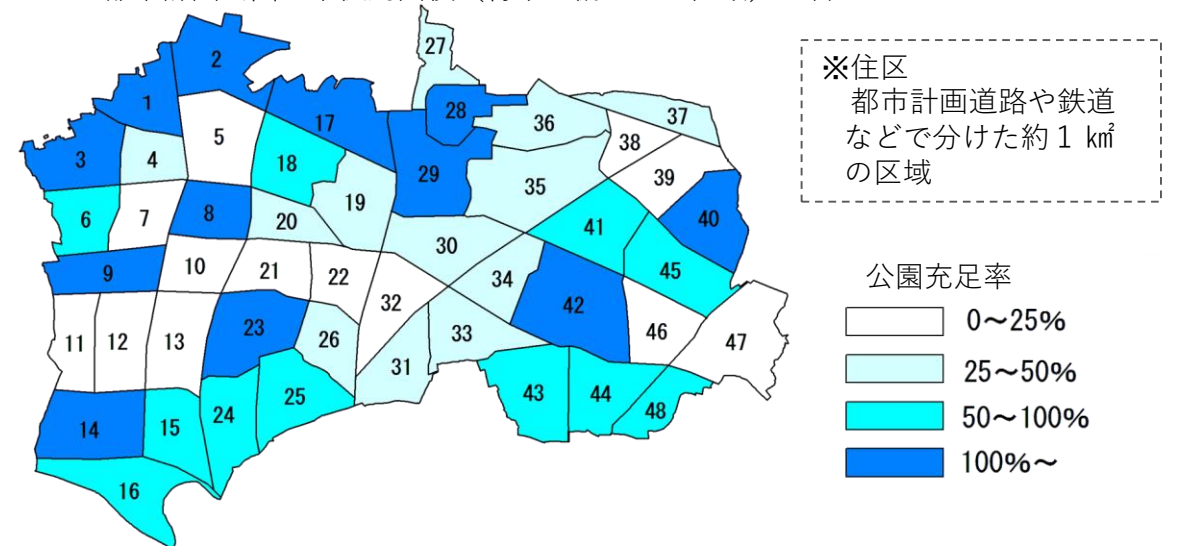
3 区立公園等の管理費と1㎡あたりの年間管理費の推移



4 1km²住区※ごとの公園充足率

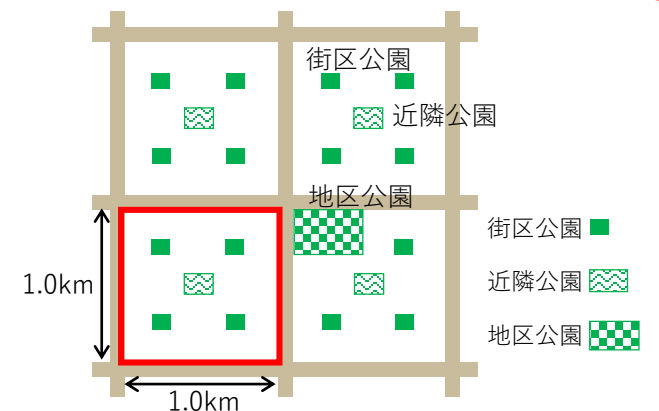
1km²住区内に3haの公園がある場合 = 100%

(3ha = 街区公園0.25ha × 4か所 + 近隣公園2.0ha)
都市計画公園の未供用面積 (将来整備される区域) を含む



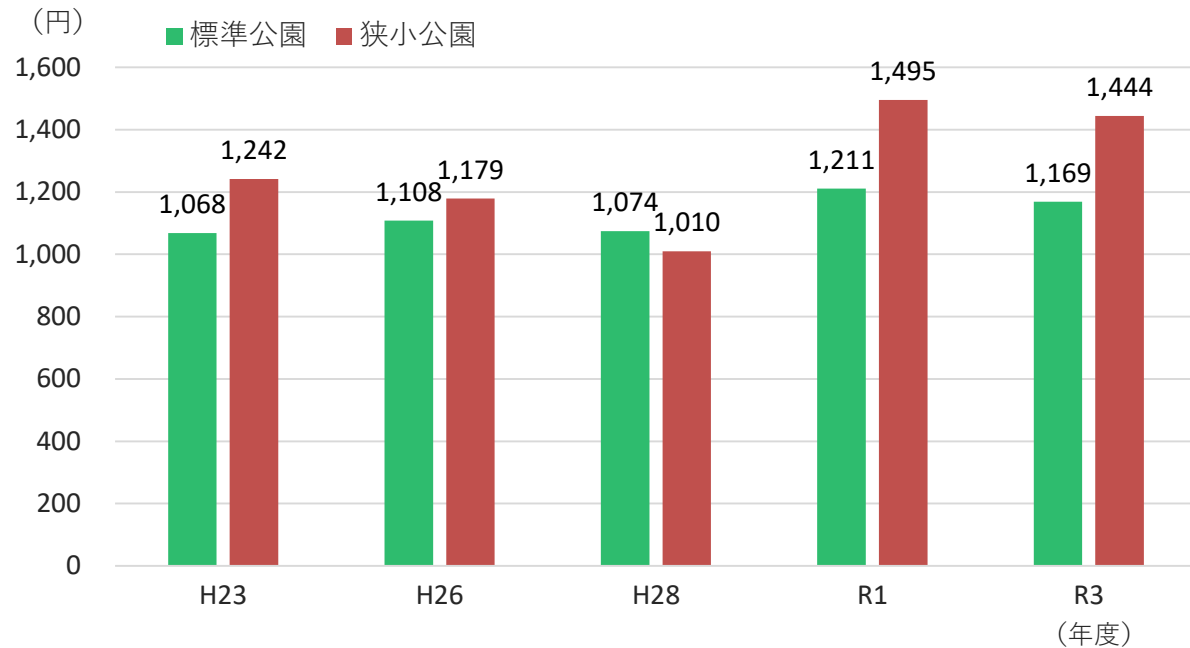
住区基幹公園の配置方針 (都市公園法施行令第二条)

- 街区公園 0.25ha × 4箇所
- 近隣公園 2.0ha × 1箇所
- 地区公園 4住区あたり 4.0ha × 1箇所



公園に関する資料

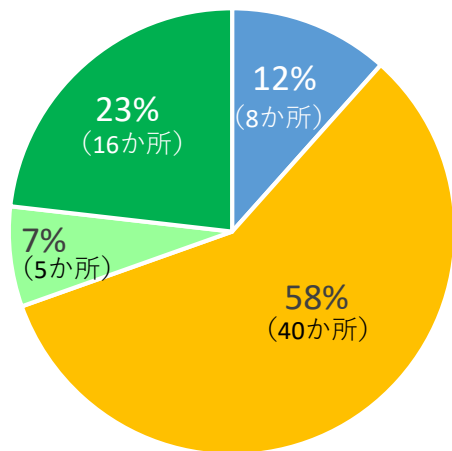
5 公園面積による1㎡あたりの年間清掃等経費の比較



7 公園面積による整備効果の比較

	イメージ図	想定年間清掃等経費	整備可能な主な施設
ひとつの公園	<p>2,500㎡ × 1か所</p>	<p>1,169円 × 2,500㎡</p> <p>≒293万円</p> <p>管理費の抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広場 ・複合遊具 ・幼児～児童向け遊具 ・砂場 ・休憩施設 ・トイレ <p>多様なニーズへ対応</p>
複数の公園	<p>500㎡ × 5か所</p>	<p>1,444円 × 500㎡ × 5か所</p> <p>≒361万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児向け遊具 ・砂場 ・休憩施設 ・花壇 <p>公園確保が困難な場合は機能分担が必要</p>

6 公園等の面積別割合 (平成23年度から令和3年度開設分)



500㎡未満の公園等が全体箇所数の70%を占めている。

■ 100㎡未満 ■ 500㎡未満 ■ 1000㎡未満 ■ 1000㎡以上

8 練馬区公園施設長寿命化計画の概要

公園施設に予防保全型管理（壊れた段階で対応するのではなく、計画的に更新などを行う管理）を導入し、長期的な公園機能の安全性の確保、補修及び更新費用の平準化、長寿命化によるコスト縮減を図ることを目的とする計画
 (平成25年策定、令和4年更新)

◇遊具に関する基本方針

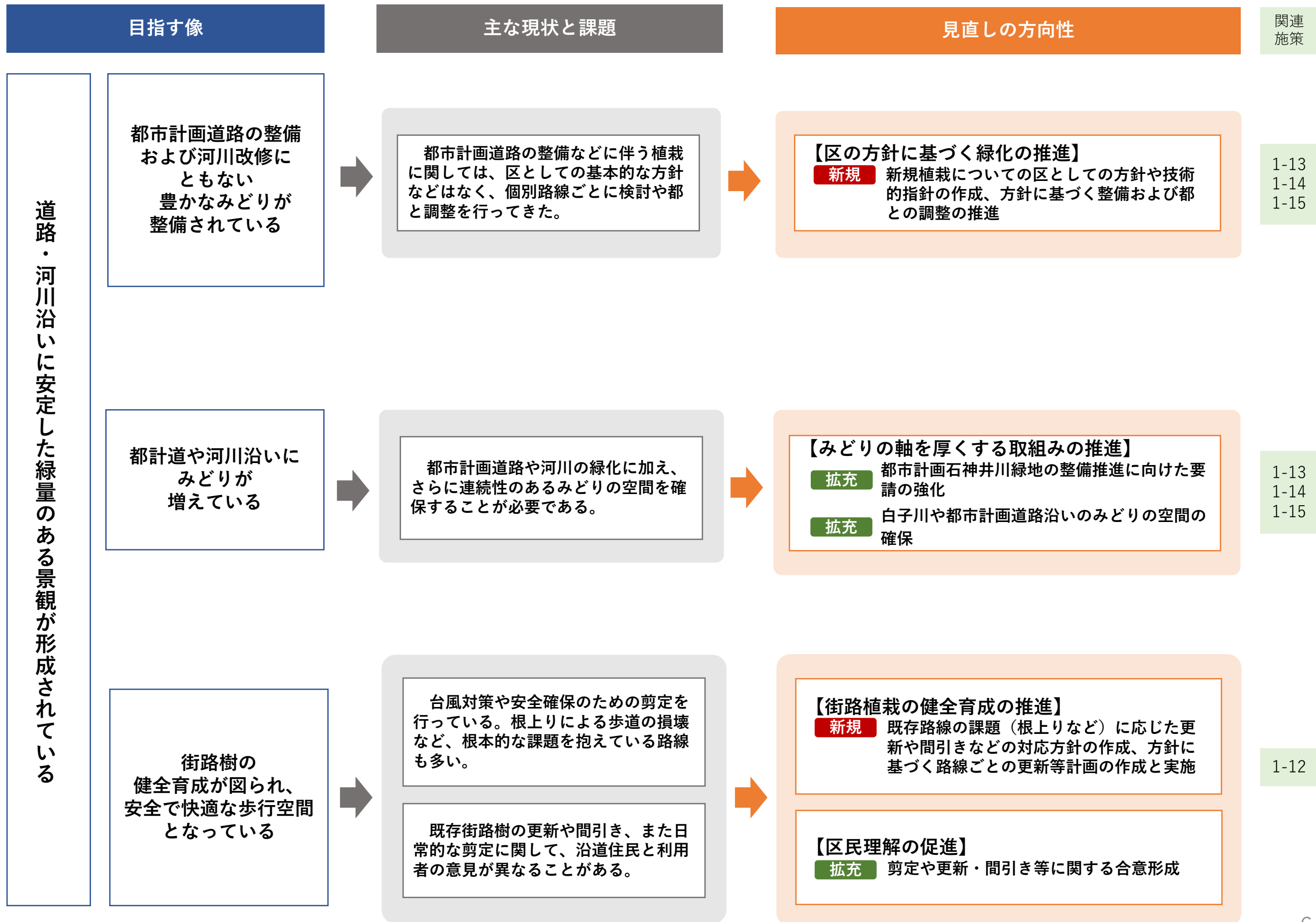
- ・耐用年数の長い材料や構造への変更
- ・利用圏域の保育施設や高齢者団体の使用状況をふまえた遊具の種類や数の見直し
- ・周辺の公園の整備状況をふまえた総数の抑制による経費削減

◇平成25年度～令和3年度実績

遊具数1,012基の健全度判定の結果、全体的劣化があったものを更新もしくは補修。現状の利用状況により継続の必要がないと判断した場合は撤去。
 更新 212基 撤去52基

◇令和4年度以降の予定

遊具数1,014基の健全度判定の結果、全体的劣化があったものは176基。今後10年間で、計画的な更新もしくは補修を実施予定。



都市計画道路・河川に関する資料

1 都市計画道路の代表的な樹種の緑被率・緑視率

①	樹種	路線		区間	道路幅員	植栽帯幅員 (m)	緑被率	緑視率	
								R3	H28
①	ソメイヨシノ	補135	学園通り	東大泉1 ～大泉学園町7	15	0.6	42.1	32.1	22.1
								25.2	-
		補229	千川通り	中村北1～4	25	4.0	34.4	19.6	20.6
								40.5	38.8
②	ケヤキ	補233		大泉学園町8	33	4.4	55.5	20.2	-
								23.7	-
		環状8		春日町駅前～道楽橋	25	4.6	13.8	34.1	-
③	プラタナス	環状8		平和台3	25	1.06	19.9	22.9	-
④	コブシ	補230		笹目～土支田通り	18	0.76	9.5	23.8	-
⑤	ハナミズキ	補172		光が丘3～笹目	20	0.65	20.8	18.5	-
								22.5	28.9
⑥	トウカエデ	補172		環状8～早宮3	16	1.06	22.3	23.6	-
								28.1	27.8
								28.3	25.9

2 河川の緑被率・緑視率

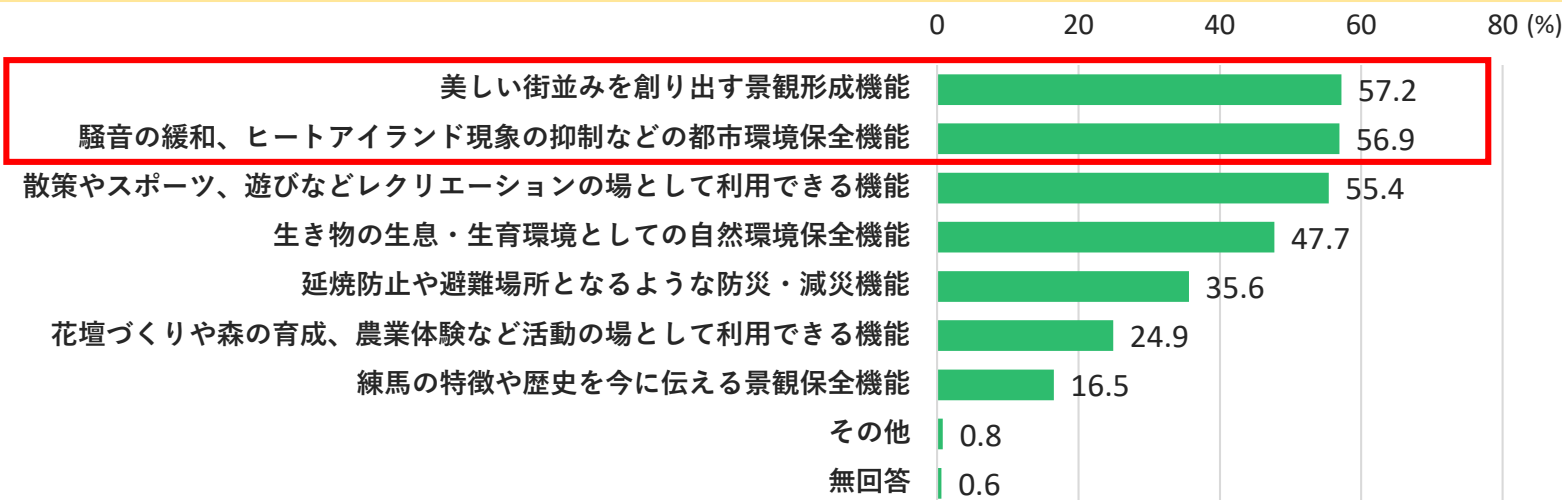
◇緑被率

	平均緑被率 (%)
石神井川	39.3
白子川	39.2

◇緑視率

	地点数	平均緑視率 (%)
河川	21	30.0

3 練馬区において重要であるみどりの機能（3つまで選択）



4 既存街路樹をめぐる課題

① 根上りによる歩道等の損壊



【要因】
・植栽帯の幅より大きく成長する樹種の植栽

② 過密化による半枯木の発生道路標識等の視認性阻害

【要因】
・早期の緑量確保を目的とした密植とその後の不十分な管理（間引き未実施）
・成長を考慮しない間隔での植栽

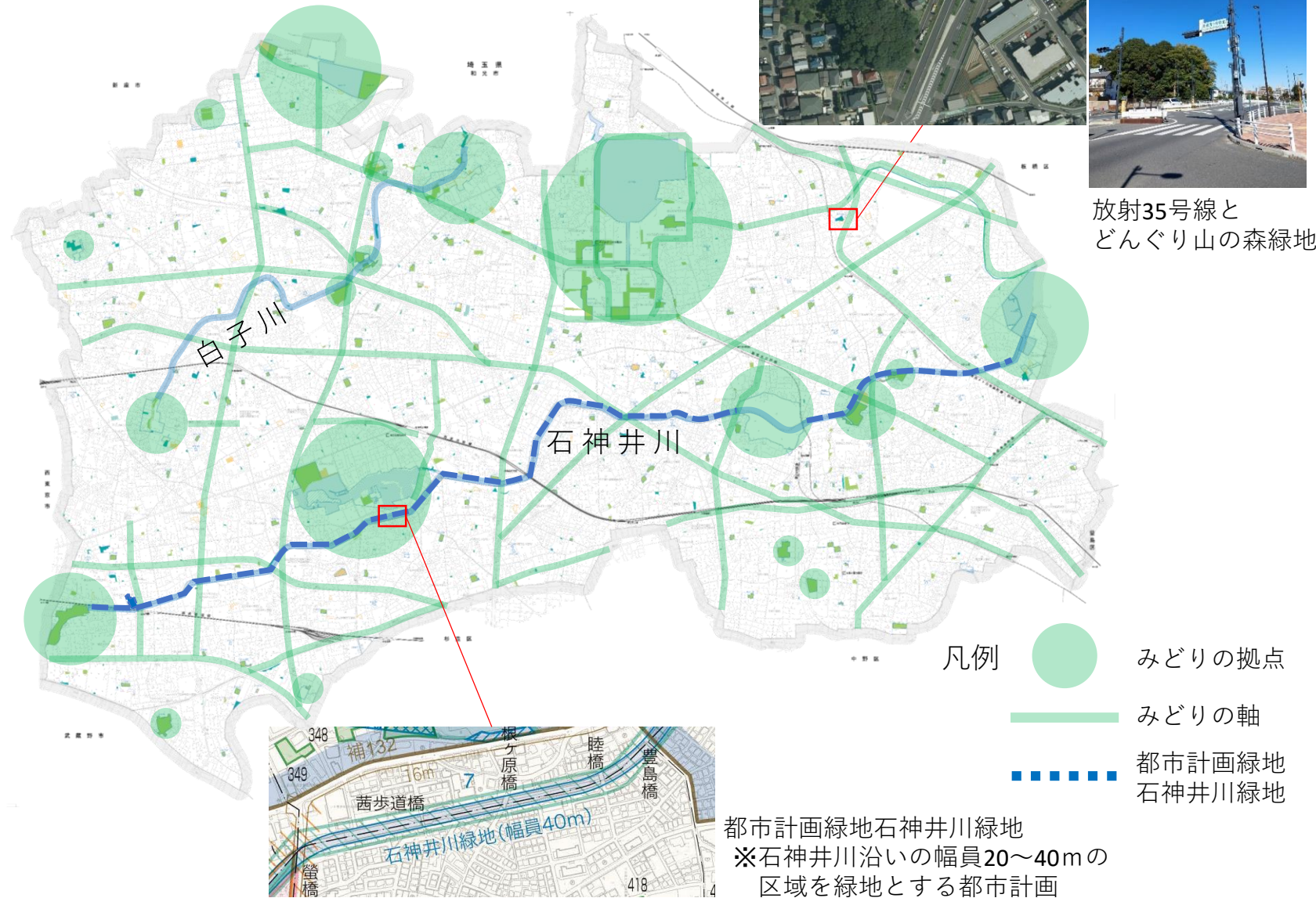
③ 生育不良や強剪定による緑量の低下



【要因】
・樹種選択時の植栽環境考慮不足
・適切な剪定をする予算不足

都市計画道路・河川に関する資料

5 みどりのネットワーク



7 大泉学園通りのソメイヨシノ並木の更新の概要

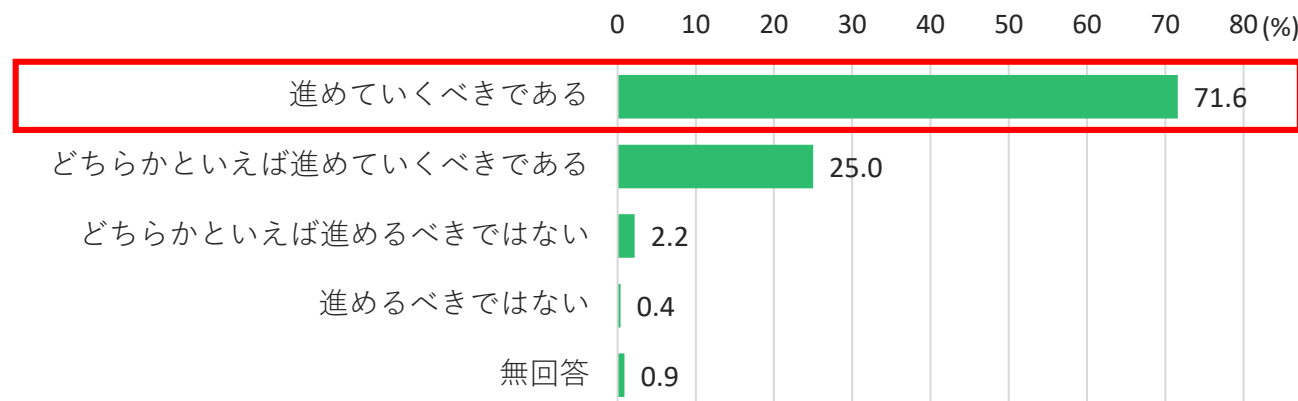
区民に親しまれている大泉学園通りのサクラ並木については、平成26年度から、安全確保と景観の両方が確保できるよう、計画的な更新を進めている。

◇幹回り90cm以上の樹木の健全度調査
(231本)

◇健全度判定が低いものを8年間かけて更新
※全231本中72本を更新、8年間かけることで、景観への影響を小さくした

◇全体の健全度が向上
今後は定期的に健全度調査し、結果に応じて更新

6 公園や街路樹の更新や間引きの必要性についての区民意向



大泉学園通りのサクラの更新状況

目指す像

主な現状と課題

見直しの方向性

関連
施策

公共施設は魅力あるみどりを地域に提供している

公共施設の機能や立地
などに応じた
区民が見て
豊かさを感じる
みどりが
増えている

区の緑化基準は、植える量を規定している。植える場所や内容については特に規定していない。

区の緑化基準は、建築物の緑化を前提としており、カーボンニュートラルの推進といった新しい社会要請に対応した基準ではない。

【区民が見て豊かさを感じられる緑化の推進】

拡充 緑化する量に加えて緑化箇所や樹種などを誘導する緑化基準への見直し

拡充 カーボンニュートラルの推進をふまえた緑化基準への見直し

1-16

みどりの
健全育成が図られ、
安全で快適な空間が
提供されている

大規模改築工事等に伴う、既存樹木の活用や取扱いは、区としての基本的な方針などはなく、個別案件ごと検討や調整を行ってきた。

倒木事故等の防止や指定管理者による適切な管理の推進を目的として、ガイドラインを作成した。今後は、周知の徹底や技術力向上、体制の拡充が必要である。

【施設改築時の既存樹木の保全の推進】

拡充 既存樹木の適切な保全活用を推進するための取扱いの方針や手順などの作成

【植栽の健全育成の推進】

拡充 保全ガイドラインの改定や研修などの実施

新規 大木や老齢木の計画的な更新に向けた方針の作成

1-12
1-16

公共施設には、大木や老齢木も多く、これまでは、個別施設の状況などをふまえて更新や伐採を行ってきた。

【区民理解・区民協働の促進】

拡充 更新や伐採等に対する区民理解の促進

新規 施設周辺の落ち葉清掃を区民とともに行うなど区民協働の推進

公共施設に関する資料

1 区立施設の敷地面積規模別緑被状況

敷地規模 (㎡)	箇所数	敷地面積計 (ha)	緑被面積計 (ha)	緑被率 (%)
10,000以上	100	141.52	34.84	24.6
5,000～10,000未満	23	18.55	4.03	21.7
1,000～5,000未満	155	35.08	9.10	25.9
500～1,000未満	79	5.83	1.12	19.2
250～500未満	40	1.44	0.24	16.4
250未満	28	0.41	0.04	10.3
合計	425	202.83	49.37	24.3

2 区立施設の種別緑被状況

種別	箇所数	敷地面積計 (ha)	緑被面積計 (ha)	緑被率 (%)
中学校	33	52.31	11.18	21.4
小学校	65	78.66	18.21	23.2
幼稚園・保育園	32	5.42	1.22	22.6
運動施設 (公園以外)	12	10.02	4.44	44.3
その他施設	283	56.42	14.32	25.4
合計	425	202.83	49.37	24.3

3 区と都の緑化基準の概要

(1) 施設等の緑化基準

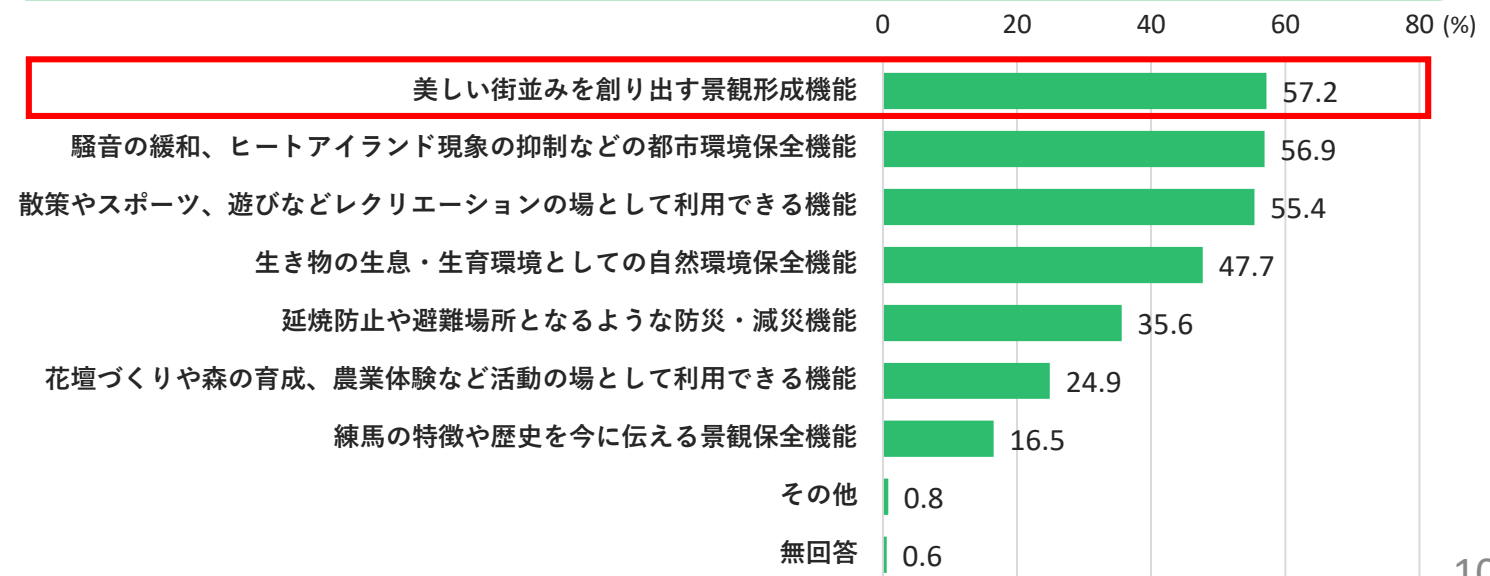
・公共施設は、敷地規模に関わらず一律の緑化率としている (駐車場、材料置場等は緑化率0.1)

練馬区	民間	250㎡	300㎡	1,000㎡	5,000㎡	
		(敷地-建築面積) × 0.3				
東京都	民間	敷地 × 0.3			(敷地-建築面積) × 0.2	(敷地-建築面積) × 0.25
		公共	(敷地-建築面積) × 0.2			

(2) 緑被面積の算出基準や緑化の義務

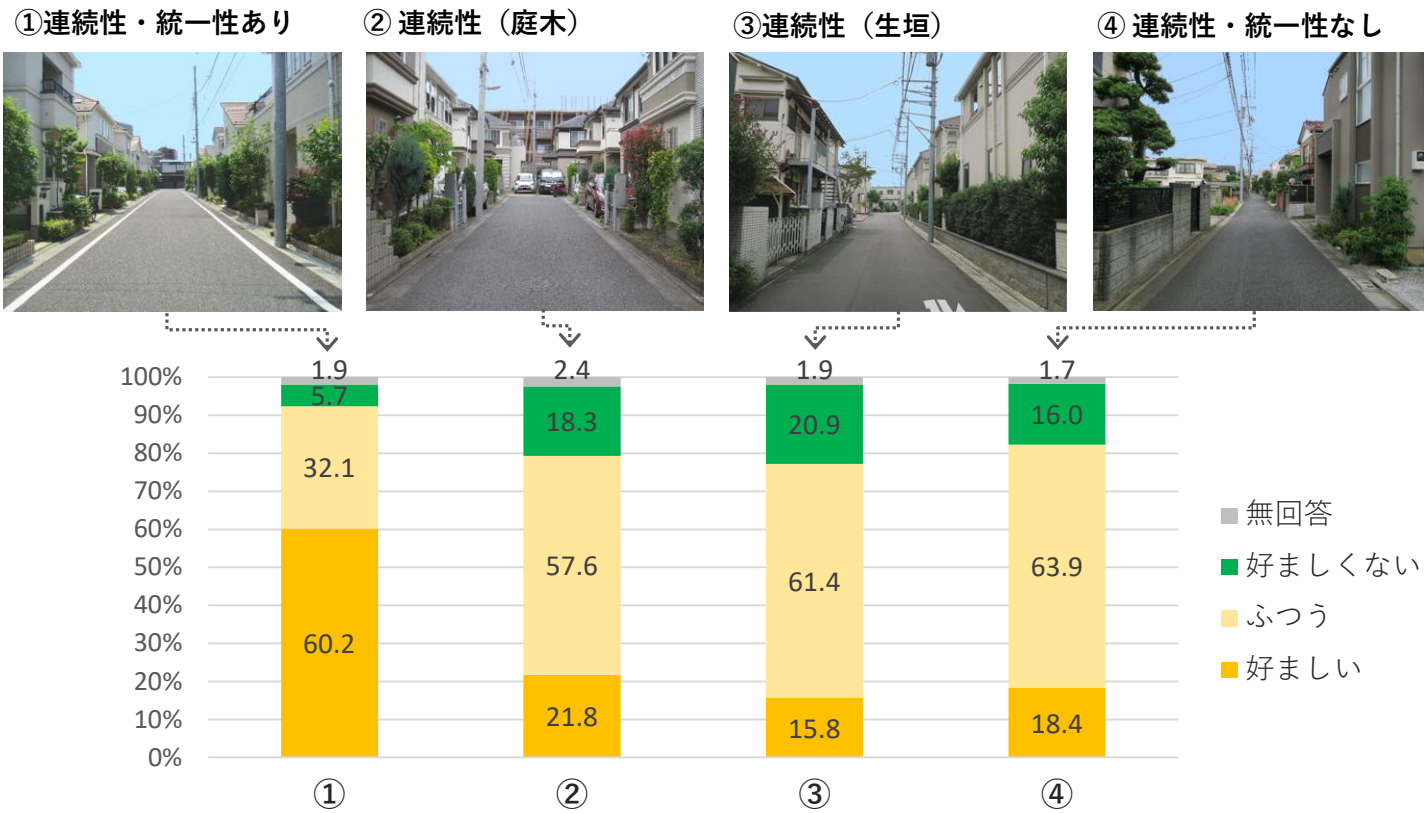
	練馬区		東京都
	民間	公共	民間・公共
緑化面積の算出方法	高木 5㎡/1本 中木 2㎡/1本 低木 0.5㎡/1本	高木 5㎡/1本 中木 2㎡/1本 低木 0.25㎡/1本	植栽地10㎡あたり 高木1本、中木2本、 低木3本
接道部緑化の義務	なし	なし	あり
屋上緑化の義務	一部あり	なし	あり

4 練馬区において重要であるみどりの機能 (3つ選択)

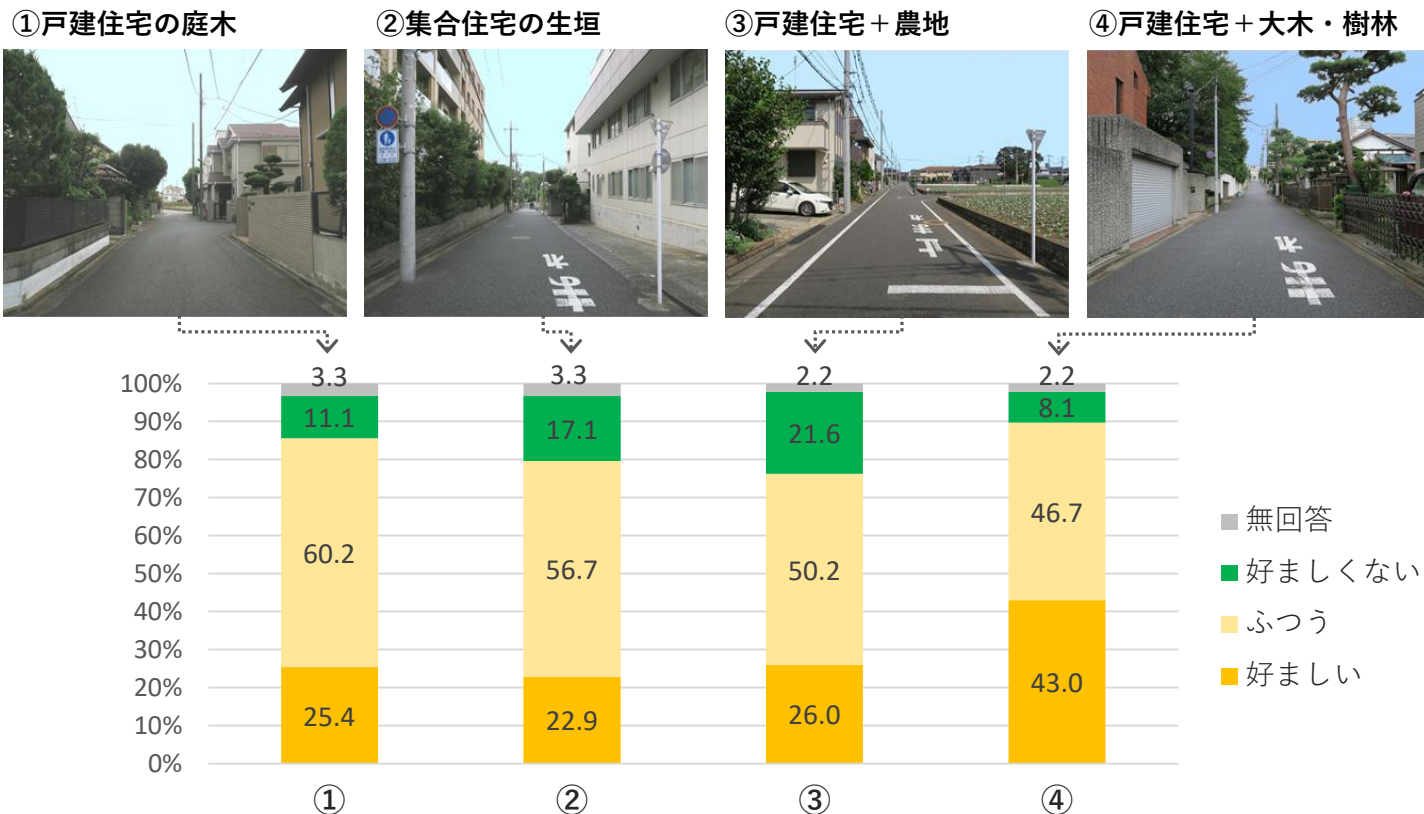


公共施設に関する資料

5 みどりの連続性や統一性と好感度



6 みどりの構成要素と好感度



7 公共施設のサクラに関する調査と対応

平成27年に、区立小学校で、見かけ上健全であったサクラが突然倒木した。原因は腐朽であった。
この事故を受けて、平成28年度から、全区立施設にある幹回り150cm以上のサクラの精密診断を実施。健全度が低いものは伐採し、一部は補植を実施した。

◇ 幹回り150cm以上の樹木の健全度調査 (精密) (605本)

◇ 健全度判定が低いものを伐採 (296本) 植替え (約30本)、剪定対応も実施

◇ 今後、定期的に診断し結果に応じて、伐採・植替え

8 公共施設の緑化例



ヒマラヤスギ (豊玉南小)



ベニカナメ生垣とケヤキ (光和小)